

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟県中東福祉事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.3%
全職員	89.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	対象者なし
課長相当職	62.5%
課長補佐相当職	—
係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	対象者なし
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	94.9%
6～10年	94.0%
1～5年	91.9%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の課長補佐相当職について、対象となる女性職員がいない。
- ・ 勤続年数別の36年以上と16～20年について、対象となる男性職員がいない。
また、31年～35年と21年～25年について、対象となる女性職員がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。